宮川の治水対策は、宮川水系河川整備基本方針に基づき、年超過確率１／100年規模の降雨による洪水に対応し、基準地点岩出における計画高水流量7,600㎥／秒を安全に流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、このような状況の下、右岸が未だ無堤であり、現河道の流下能力が著しく劣っている本件区間について、平成16年９月洪水による被害を契機とする床上浸水対策特別緊急事業として築堤護岸工事及び河道掘削工事を実施するものであり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、床上浸水対策対応流量として設定された流量7,250㎥／秒を安全に流下させることが可能となり、平成16年９月洪水と同規模の洪水についても対処することができるものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、起業者は、低騒音機械を使用し、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、あわせて防塵対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者において、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある希少な動植物に与える影響について、既存文献や現地調査等を基に継続して環境調査を実施している。

その結果によると、本件区間及びその周辺の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサの飛来、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバの飛来並びに準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、ハチクマ及びチュウサギの飛翔及び飛来が確認されているが、本件区間内に営巣は確認されておらず、起業者は、必要に応じて、施工方法等について学識者等の指導を受けて適切な措置を講ずることとしている。

また、本件区間及びその周辺の土地では、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているイチモンジタナゴ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているスジシマドジョウ小型種（東海型）等の魚類や絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキシュウナキリスゲ等の植物等が確認されているが、起業者は、学識経験者等からなる「宮川における環境整備検討委員会」を設置し、その指導・助言を受けながら、これらの生息又は生育環境に配慮して施工することとしていることから、影響は軽微であると認められる。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が４箇所存在するが、このうち２箇所については既に発掘調査を完了しており、記録保存の措置を講じている。起業者は、残る箇所についても三重県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）により三重県指定名勝に指定されている宮川堤があるが、起業者は、三重県教育委員会より本件事業の施行に伴う現状変更について許可を受けており、伊勢市教育委員会の指示に従いながら、景観等環境に配慮して事業を施行することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、洪水時にたびたび氾濫し、背後地が浸水被害を受けている本件区間の流下能力の向上を図ることを主な目的として、築堤護岸工事及び河道掘削工事を実施する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画の決定に当たっては、計画堤防を河道側へ前出しし、あわせて低水路まで掘削する案、右岸の無堤区間について計画堤防を大きく引堤し、あわせて高水敷を掘削する案、これら２案の堤防のほぼ中間の位置に築堤し、あわせて高水敷を掘削する申請案の３案について検討が行われている。このうち、計画堤防を河道側へ前出しし、あわせて低水路まで掘削する案は、背後地の土地利用を最大限に活かすことができるが、川幅が狭くなるため、低水路の掘削が必要となり、自然環境への影響が大きくなるなど合理的な改修計画とは認められない。一方、申請案は、高水敷の掘削であることから、施工時の汚濁や地下水への影響等が軽減され、現在の低水環境が保全されるため、本件区間内に生息する水生生物の生育環境や鮎の産卵場等を保全することができる。また、計画堤防を大きく引堤し、あわせて高水敷を掘削する案と申請案とを比較すると、申請案は、必要となる土地や支障となる家屋が少なく、築堤や河道掘削の施工範囲が小さいため事業費が廉価となることなどから、申請案は、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると合理的な計画であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、右岸に未だ一部堤防がなく、現河道の流下能力が著しく劣っているために、洪水時にたびたび背後地が浸水被害を受けている本件区間について、流下能力の向上を図り、床上浸水対策対応流量7,250㎥／秒を安全に流下させ、洪水による背後地の浸水被害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、宮川流域の市町からなる宮川水系治水事業促進期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　三重県伊勢市役所

○国土交通省告示第千十六号

地すべり等防止法（明治三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十二年五月三十一日

国土交通大臣　前原　誠司

一　徳島県杉の木地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和三十六年建設省告示第千十六号で指定した西浦地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱二号と三号を昭和四十一年農林省告示第八百三号で指定した上段地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を結んだ線及び井ノ内谷川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱一号と四号を昭和四十二年建設省告示第千百七十三号で指定した杉の木地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域

徳島県三好市井川町

露口	四七七一番二	一号
上段地	六〇五五番一	二号
河原堂	五六〇五番二	三号
杉の木	五二五〇番二	四号